

FSC 認証国内基準簡素化草案
(FSC 国内基準作成検討会資料)

2002.1

はじめに

本国内基準簡素化草案は、日本の FSC メンバーを中心とした暫定 Working Group（以下、WG）によって作成したもので、今後 NGOをはじめ、林業関係者・研究者等に本草案を示し、広範囲な関係者から意見を求め、各分野からの指摘事項を反映したバランスのとれた内容に絞り上げるためのたたき台として作成したものである。そして国内基準は、この間、日本の FSC メンバーが増えた段階で、経済・環境・社会の各分野からバランスの取れたメンバーが過半数を占める WG で決定されるべきものである。

また、本簡素化草案は、既に配布した草案1と草案2に対する関係者の意見等を踏まえ、さらに議論しやすい内容として修正し基準を簡素化したもので、細部の付加や成文化は今後の議論によって草案 1 と照合しながら行っていくことを考えている。

ともあれ、国内認証基準は、日本の林業の振興と健全な森林づくりに寄与するものとして機能する。従って、優良な森林管理を行っている経営体やその対象森林の認証取得を推し進めるのは当然のこととし、また認証を通じて森林の管理レベルを向上させようとする林業家や小規模林家を集めたグループ認証を推進する森林資源管理者の不断の経営努力・森林構造の改善等を積極的に支援するものである。

なお、本基準は、日本で林業が主に展開されている人工林施業に適用するものとして作成したものであるが、汎用性を有するため、天然林施業においても適用すべきものである。

【FSC の原則】

- 原則#1. 法律と F S C の原則の順守
- 原則#2. 保有権、使用権および責務
- 原則#3. 先住民の権利
- 原則#4. 地域社会との関係と労働者の権利
- 原則#5. 森林のもたらす便益
- 原則#6. 環境への影響
- 原則#7. 管理計画
- 原則#8. モニタリングと評価
- 原則#9. 保護価値の高い森林の保存
- 原則#10. 植林（本基準では不採用）

原則#1. 法律とF S Cの原則の順守 森林管理は、すべての森林関連法及びすべての国際条約を順守するとともに、FSCの原則と規準に沿うものであること。
1.1 森林管理に関するすべての国内法・条例等の順守 ■ 森林管理に関するすべての国内法・条例等の順守 ■ 森林管理従事者の法関係の習熟 ■ 各種関係機関との取り決めの記録
1.2 税等の費用はすべて支払っていること ■ 支払い証明
1.3 C I T E S、I L O条約、I T T A、生物多様性条約等の国際的取り決めの順守
1.4 法律と「F S Cの原則と規準」とが整合しない場合は、認証機関により評価を受けること
1.5 森林管理地域は、不法伐採、移住（ノ定住）、その他の無許可行為を排除していること ■ 公的機関への書面で必要な保護措置の執行の報告
1.6 「F S Cの原則と規準」の長期厳守を立証すること ■ 管理計画かその他の文書によって、「FSCの原則と基準」の全面的な理解の表明

原則#2. 保有権、使用権および責務 土地や森林資源に対する長期的保有や使用権が明確に規定され、文書化され、また法的に認められていること。
2.1 管理土地の長期使用権（土地の所有権、慣習上の権利、賃貸契約など）の立証 ■ 森林資源の使用と森林管理の権利を保証する証拠書類の提示 ■ 明確な地域区画の保有 ■ 保有権の範囲や管理地域の変更は、認証の見直しが必要
2.2 地域社会の有する権利の尊重 ■ 地域関係者の法的慣習的保有権の尊重 ■ 地域住民の森林使用権の尊重
2.3 保有権に関する論争の解決の証明と、未解決論争についての詳細状況の提示。重要な論争が未解決の場合、認証は不的確。 ■ 権利に関する論議の記録と公開 ■ 論争の解決済みの書類提示

原則#3. 先住民の権利

先住民が、彼らの土地やテリトリー、資源を所有・利用、そして管理する法的及び慣習的権利が認められ、尊重されること。日本では、北東北から北海道のアイヌ民族に適用。

3.1 先住民の土地やテリトリーについては、先住民が森林管理の統御を行えるものとする。日本では不適用

3.2 森林管理は、先住民の使用資源を脅かしてはならないこと。

- 先住民の参加のもと森林管理計画策定
- 環境・文化面への影響調査も先住民関係機関との協議と参加が必要
- 環境・文化・伝統的資源への損害の補償

3.3 先住民にとり、文化的、生態的、経済的あるいは宗教的に重要な意味をもつ特別な土地の尊重し、保護すること。

- 先住民にとっての文化的、生態的、経済的、精神的重要性のある場所を特定し、評価
- 文化的に重要な地区の定義は、実態や書面ばかりでなく口頭証言を含む
- 先住民が納得する使用法の保護
- 森林収穫物を採取権利の尊重
- 文化的に重要な地区の地図への明記

3.4 先住民のもつ伝統的な知識が使用された場合には、それらの代償を行うこと。

原則#4. 地域社会との関係と労働者の権利

森林管理は、林業に従事するものと地域社会が、長期にわたり社会的・経済的に十分な便益を得られる状態を継続、あるいは高めるものであること。

4.1 地元地域社会と従業員等の雇用、訓練、その他のサービスの提供を行うこと。

- 地元の人雇用機会の積極的付与
- 地元の企業の優先的使用
- 従業員・請負業者の教育・訓練の場と機会の提供
- 従業員と請負業者に対しての適切な労働条件水準の確保
- 地元住民の利用権確保

4.2 労働者やその家族の健康や安全に関するすべて関連法律や関連規則を順守すること。 ■ 労働者の安全を最優先とする基本方針の樹立 ■ 労働安全環境はその地方の基準と同等かそれ以上 ■ 労働者への安全装備の支給、請負従事者には安全基準の順守要求 ■ 労働者に対する障害等保険の加入
4.3 従業員の労働組合、団体交渉権の容認（ILO条約第87、98）
4.4 管理計画や管理方法が及ぼす社会的な影響に関する評価結果を配慮すること。 ■ 地域の雇用促進等の社会的目標と指針・基準の策定 ■ 自然資源の利用と保護に関する地域計画との整合、地元協議結果の導入 ■ 労働者とその組合の森林管理計画や経営への参画容認 ■ 地元からの提案や意見の森林管理計画への反映
4.5 地域住民への損害補償方法を整備すること。 ■ 地元の個人や団体の権利等への損害の補償 ■ 森林管理が与える地元への損害リスクの回避 ■ 管理計画の一環として、論争解決方針の決定

原則#5. 森林のもたらす便益

森林管理は、経済的な継続性と、環境や社会が享受しているさまざまな便益とを確保できるよう、森林から得られる多様な財やサービスの効果的な利用を促進するものであること。

5.1 経済的に継続できるようにすること。 ■ 経済的継続性の長期維持 ■ 森林のもつ社会的、環境的恩恵の長期間保証 ■ 短期的な対応が森林資源全体の長期に与える持続性阻害の回避 ■ 環境的・社会的配慮の総コストの将来的予算への計上 ■ 木材収入の循環的経営投資システムの維持 ■ 木材生産にかかる正しいコスト計算システムの導入 ■ 財務諸表の調製とモニタリング ■ 森林の健全性と生産性の最大化を図る管理技術の導入 ■ 基盤整備の投資と環境配慮の矛盾解消・社会的貢献や雇用への影響の最小限化

5.2 森林がもたらす多様な生産物を最大限に活用するとともに、地域での生産物の加工を優先すること。 ■ 地元での森林生産物加工の励行 ■ 木材や他の森林産物の付加価値づけ ■ 地元のビジネスや経済発展努力の積極的推進 ■ 権利を有する地元民の林産物収穫支援
5.3 伐採や現場での加工作業に伴う廃材を最小限に抑え、他の森林資源へのダメージを避けること。 ■ 伐採や運材作業での破損の最小限化 ■ 収穫と現場加工による廃材の発生の最小限化 ■ 粗大な廃材の利活用の推進 ■ 廃材処理の環境配慮型処分 ■ 収穫時や収穫後の廃材査定の習慣的实施 ■ 林床植物の残存や土壌の攪乱防止など林内生態系の維持や土壌肥沃度の保持
5.4 地域経済の強化と多様化に努め、一つの林産物のみに依存することを避けること。 ■ 価値ある木材を持続的供給による継続的な雇用と地域社会の安定貢献 ■ 森林から収穫できる全ての製品やサービスの認識 ■ 木材生産以外の地域サービス活動結果の明示 ■ 森林に直接的・間接的に関連する経済活動との協調 ■ 地元経済の多様化促進の視点保持
5.5 森林のもたらす水資源や漁場などのサービス及び価値を、認識し、維持し、高めていくこと。 ■ 森林が有する各種サービス資源の種類・内容の認識 ■ 水質・水量・流速など自然水流の循環の確保 ■ 景観の融和と、生物多様性とのバランス確保 ■ レクリエーションと観光資源の維持・向上
5.6 林産物の収穫は、それが持続できなくなるレベルを越えてはならないこと。 ■ 林産物収穫の FSC の原則と規準・地域計画等の整合 ■ 収穫の長期的な確保の保証（安定的な収穫と長期計画の樹立） ■ 森林資源状況と地域の諸計画に基づいた収穫レベル決定（林齢構成の平準化など）

原則#6. 環境への影響

森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、水資源、土壌など生態的な機能や森林の健全さを維持するものであること。

6.1 環境へ与える影響の評価を、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じて行うとともに、景観レベルでの影響にも配慮すること。環境への影響は、現場作業の前に評価すること。

- 環境影響評価前に管理区域の地域的な景観が具備すべき条件の整理（景観的な多様性の確保）
- 環境変化や影響に対する保全水準の決定
- 保全水準は管理区域の歴史的・自然的な状況を考慮
- 管理計画には将来の望ましい森林構造と環境影響軽減行為の明示

6.2 希少種、危急種、絶滅危惧種及びその生息地（例えば、営巣地や採餌場所など）を保護する手段をとること。

- 管理区域内のレッドデータリスト記載種の有無の確認
- それらの生育・生息に及ぼす環境の影響の最小限化
- 貴重種の生育・生息地周辺の緩衝地帯の設置
- 絶滅危惧種等貴重な生物に対する保護管理ガイドラインとモニタリングシステムの導入

6.3 生態的機能や価値の現状の維持と向上、あるいは復元を目指すこと。

- 景観的な多様性の維持・向上
- 林分内の生物多様性の維持・向上
- 地拵え時の土壌劣化の防止（原則・規準 10.6）
- 土壌の肥沃さ・構造・機能の確保（原則・規準 10.6）
- 非森林環境、例えば露岩、高山植物群、雪崩多発地、崩壊地、湿地帯、河川・溪流の特別な環境のエコシステムの働きの保持（例：常時水流のある河川・溪流沿いの自然林バッファの形成）
- 生息生物すべての種数・個体数のレベル確保
- 植栽樹種は地域固有種で、遺伝子的にみて自然の攪乱を回避（原則・規準 10.4）
- 天然更新を行う場合は、遺伝子の保存、生物の多様性等を維持（原則・規準 10.4）

6.4 その地域の代表的な生態系は、自然のままの状態では保全するとともに、地図上に明示すること。

- 生態系保護地区は、管理区域内で保持できる最大の生物的多様性価値を保全
- 保護地区は、その役割を常に果たしているかどうかをモニタリング

6.5 下記の事項を守るためのガイドラインを文書化し、実行すること。

- ・ 侵食の抑制
- ・ 伐採時での森林損傷、道路建設、そして他の全ての行為による被害を最小限のものとすること
- ・ 水資源の保全

6.6	化学薬剤の使用を避けるよう努めること。（原則・規準 10.7）
6.7	化学薬品、容器、燃料など液体・固体の非有機廃棄物を環境に配慮した適切な方法で管理地域以外の場所で処理すること。（原則・規準 10.7）
6.8	生物的防除を利用する場合は、その方法が文書化し、その利用は最小限に留め、モニタリングするとともに、遺伝子学的に生命体を変化させないこと。（原則・規準 10.7）
6.9	外来種の利用は、生態系への悪影響を避けるため、慎重に管理され、頻繁にモニタリングされなければならないこと。（原則・規準 10.4）
6.10	森林を他の土地利用へ転換させてはならないこと。但し、下記の場合を除く： a) 森林管理区域のごく限られた範囲で行われる場合 b) 保護価値の高い森林区域が除かれている場合 c) 森林管理区域の長期的な保護が保障される場合 d) なお、1994年11月以降に天然林から転換された植林は、通常、認証の対象とはならない。

原則#7. 管理計画

森林管理計画が文書化され、それに沿って事業が実施され、そして常に更新されること。また、長期的な見地に立った管理目標、目標達成のための手段が明確に提示されること。

- 7.1 管理計画では、以下のことについて触れること。
- a) 管理目的・方針
 - b) 管理対象となる森林資源、環境に関する制限、土地利用と所有状況、社会経済的状況、隣接地の概略についての記載
 - c) 当該森林の生態及び自然資源調査により収集された情報に基づく、育林あるいは他の管理システムについての記載
 - d) 年間伐採量及び樹種選択の根拠
 - e) 森林の成長及び動態に関するモニタリングを行うにあたっての規定
 - f) 環境評価に基づく環境保護方法
 - g) 希少種、危急種及び絶滅危惧種の同定と保護に関する計画
 - h) 保護地域、管理計画、土地所有形態を含む森林資源に関する基本情報が記載された地図
 - i) 導入される伐採技術と設備についての記載とその事由

7.2	管理計画は、環境、社会、経済状況の変化に対応するとともに、モニタリング結果、あるいは最新の科学的知見・技術情報に配慮し、定期的に改訂すること。（原則と基準 8）
	■ 社会環境の変化に伴い、定期的に（5年以上間をおかずに）見直す ■ モニタリング結果や新研究・技術情報に合わせて見直す ■ 管理計画の見直しのたびに一般の意見を反映
7.3	林業従事者が、管理計画を確実に実行するにあたり、適切な訓練と指導を受けること。
	■ 森林労働者に教育・訓練を施すことを明記 ■ 森林労働者に、管理計画への反映のための意見具申の機会を付与
7.4	管理計画についての基本的事項の概要を公開しなければならないこと。

原則#8. モニタリングと評価

森林管理の規模と内容に応じた適切なモニタリングが、森林の状態、林産物の生産量、生産・加工・流通各段階、管理作業およびそれらが社会や環境に与える影響を評価するために行われること。

8.1	モニタリングの頻度とその内容は、環境の状況や森林施業の規模と内容に従ったものであること。
	■ 長期モニタリングプログラムは、最適の森林状態を基準として作成 ■ モニタリングの実施は、首尾一貫して反復し、公開 ■ モニタリングは年間スケジュールに基づいて実施 ■ 環境的に影響が認められた場合、作業の延期か軽減措置の実施 ■ 影響の軽減措置でもなお影響が残る場合は、公の機関に通知し、さらに回復・復元するための計画を策定 ■ 事前に予測できなかった事態の発生時も管理活動は延期されるか縮小し、管理計画に反映、公的機関への報告
8.2	森林管理は、少なくとも以下に示すような、モニタリングに必要な調査とデータ収集を含むこと。
	a) 林産物すべての生産量 b) 森林の成長、更新及び森林構造の状態 c) 動植物の構成と変化 d) 施業の与える環境と社会への影響 e) 森林管理にかかる費用、森林管理の生産性その効率性

8.3 各々の林産物をその起源から追跡すること - “生産・流通・加工（“chain of custody”）過程認証” -。
■ 管理区域から出た製品のすべてを認識する文書やシステムが整い、消費者がその森林を特定できるようにすること ■ 森林管理者は製品、品質、出入荷の日付、出所の森林、目的地、関係した個人/会社を含む文書を取っておくこと ■ 木材市場、加工場、販売所において、認証された木製品のすべてが出所や種類、品質を認識できる文書を整えておくこと ■ 認証された森林製品は刻印か印刷によって明確に認識されるよう、生産された管理区域（森林）または生産施設を離れる前に、ロゴマークをすべての製品（木材）に施すこと ■ 森林管理者は、不正な手段で非認証製品の混入を防ぐ措置を講じること
8.4 モニタリング結果は、管理計画の実行及び改訂に反映されなければならない。
8.5 モニタリング結果についての概要を公開しなければならない。

原則#9. 保護価値の高い森林(HCV)の保存 保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、または高めるものでなければならない。保護価値の高い森林の取り扱い、常に慎重に行わなければならないこと。
9.1 保護価値の高い森林の特質を判断する際、森林管理の規模および内容に応じた評価が行われること。 ■ 基本的な生態調査を行い、HCV がもつ要素の有無の確認 ■ HCV 森林は、9.1 から 9.4 内の規準に沿って評価
9.2 認証過程においては、保護すべき特質の維持のための諸手法について、重点的に協議がなされなければならない。 ■ 保護の価値が高いと判断された場合、地元の専門家の意見等によって再評価
9.3 HCV の特質が確実に維持され高められるよう、慎重な措置を管理計画盛り込み、実施すること。。 ■ HCV を認証審査前に意図的に改変してはならない。（原則・規準 10.9） ■ HCV に対する森林収穫、林道工事等人為的な介入の規模と程度を査定するリスク評価と作業前の実行 ■ HCV を保護しリスクの軽減を図るための基準や取り扱い方針を「森林管理計画概要」に含め、認証過程のなかで提示
9.4 年に一度のモニタリングが実施され、保護方法が効果的なものであるかが評価すること。